給料等の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾土木事務所 | 職員が病気休暇を90日を超えて取得した場合には、給料等を減額しなければならないが、給料等の減額事務が行われず過誤払となっていた。また、所属は減額後の給料等の計算に誤りがないか確認すべきところ、確認されていなかった。

|  |  |
| --- | --- |
| 職員 | 給料・地域手当過誤払額 |
| Ａ | 16,147円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【職員の給与に関する条例】（給料の半減）第28条の二　前条第１項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（任命権者が定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあつては、一年）を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずるものとし、第26条の三に規定する教職調整額の額は給料月額の半減後の額を基礎として算出した額とする。ただし、人事委員会規則で定める手当の算定については、給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。２　前項に規定するもののほか、給料の半減に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。【職員の給与の支給方法等に関する規則】(半減前の給料の額が算定の基礎となる手当)第22条　条例第28条の２第１項の人事委員会規則で定める手当は、条例第17条に規定するへき地手当とする。【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務（総務事務システム「マニュアル、規程集、データ集」）】勤務管理３　病気休暇○期間・単位等(２) 病気休暇開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときは、注１）給料を 注２）半減する。　　略　注１）　「給料」には、職員の給与に関する条例第８条の規定による給料の調整額が含まれる。　注２）　給料の半額が減ぜられた場合における地域手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算定の基礎となる給料の月額は、当該半減後の額となる。　 |

 | 過誤払となった給料等について、総務サービス課に依頼の上、戻入手続を行い、領収証書により職員から返納されたことを確認した。今後は、病気休暇の承認者と庶務担当者との情報共有を徹底し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）